

三次市教育委員会議案第 2 4 号

平成 2 2 年度就学児等の措置について

学校教育法施行令第 1 1 条及び第 1 2 条の 2 第 2 項の規定により，障害のある児童生徒の就学について，別紙のとおり提案する。

平成 2 1 年 9 月 4 日提出

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基